

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○10年目のEPA介護人材 候補者は口コミで施設選び(2017/8/28 福祉新聞)

日本のEPA(経済連携協定)に基づく介護福祉士候補者の受け入れは2008年度にインドネシアから始まり、フィリピン、ベトナムの3国と行っている。目的は両国間の経済連携の強化だが、日本の介護人材不足に充てる対応も見え隠れする。受け入れ開始から10年目を迎え、3国内でEPAの仕組みについて理解が進むとともに、受け入れの様相も変わってきた。

「まさか売り手市場になるとは2011、12年ごろには想像できなかった」と話すのは、日本の受け入れ調整機関である国際厚生事業団の矢口浩也・受入支援部長代理。

ここ数年受け入れを希望する日本の施設、求人が増え、16年度の来日人数は過去最多の671人となった。施設関係者からは「EPAの介護人材の奪い合いになっている」との声ももれてくる。

3国のうち日本の施設から人気なのが14年度から始まったベトナム。その理由は、ベトナムの候補者は日本の施設とのマッチング面接の前に日本語能力試験N3以上を取得していることが条件となっており、日本語である程度の会話ができること。マッチング面接後に日本語を勉強するインドネシア、フィリピンの枠組みとは違う。ベトナムの求人倍率は2.60倍(16年度)。インドネシア、フィリピンもここ数年上昇傾向にある。

以前はマッチング面接のために現地に行かなくても採用できたが、今は参加しないと難しい。そればかりか施設案内パンフレット(英語版)の内容を工夫するなどして候補者の興味をいかに引くかが重要になっている。候補者が日本の施設を選ぶ際に影響を受けるのが、既に来日した先輩などからの口コミ。受け入れが進んできたことから日本の介護の仕事の実情などが知られるようになってきた。

矢口氏は「母国に仕送りする人が多いので給料の額面よりも手元にいくら残るかを重視している。出費の中でも特に住居費を気にしている」と話す。どの施設

がより給料を残せるかといった情報が、来日中でも携帯電話などで母国の友人や後輩などに伝えられているという。

一方、受け入れ施設はどうか。愛知県内で特別養護老人ホームなど18施設を運営する社会福祉法人福寿園(山田浩三理事長)は、介護人材難を解決するには外国人の活用が不可欠として外国人対策室(現グローバル人財課)を設置。EPA候補者も積極的に受け入れている。09年から累計で候補者をフィリピンから74人、ベトナムから8人受け入れ、現在はフィリピン50人、ベトナム7人が働く。

グラビナ・グレチェンさんは09年にフィリピンから来日。母国の看護師資格を持つが、働く場がなかった。既に日本の介護福祉士国家試験に合格し、車の免許も取った。「ずっとここで働きたい」と意欲的だ。

候補者は一様に親日で、日本人にはない陽気さで利用者や笑顔で接する。施設が温かな雰囲気になる様子をみて受け入れを決めた施設もある。その中で課題は言葉の壁。意思疎通ができないとストレスになる。グラビナさんも「伝えたいことが伝えられず苦勞した」と言う。文化や宗教の違い、仕事への向き合い方などを教えるにも日本語の習熟が大事だ。

施設は候補者を採用するため多額の資金を投資しているが、そのことは候補者には理解されず施設への帰属感も薄い。施設と候補者の温度差があるとの指摘もある。

17年度も3国からの受け入れが進行中。17年4月からは日本の介護福祉士資格を取得した人は訪問系サービスでも働けるようになった。14年度までに355人が資格を取得している。施設に配属後、半年もすれば戦力となり高い確率で4年間は定着するので求人数が伸びているという見方があり、人材のダイバーシティー(多様性)の観点から受け入れているという施設もある。一方で、候補者は就労研修などがあるためマンパワーにはなりにくいという指摘もある。今後の課題として矢口氏は、介護福祉士の資格取得後も継続して就労してもらうこと、ミスマッチをできる限り減

らすことを挙げる。候補者に選ばれる施設とは「候補者への研修体制がしっかりしており、生活面のサポートも充実していること」と話している。

○介護に外国人支援強化(2017/8/2 読売新聞)

今年11月から介護現場での外国人技能実習制度が始まるのに合わせ、政府が実施する支援策が明らかになった。介護の「即戦力」となる人材を育てるため、コミュニケーション能力を重視した日本語テストを導入するほか、優良な海外の日本語学校を認証する制度を新設する。政府は昨年、外国人技能実習制度の対象に「介護」を加える法改正を行い、11月から施行する。第1弾としてベトナムから数百人程度の実習生を受け入れる予定で、支援制度の充実が喫緊の課題となっていた。

具体的には、漢字や筆記が中心の日本語能力試験とは別に、コミュニケーション能力をみる新たなテストを来年前半にも創設する。実習生は来日前に「基本的な日本語」を習得することが義務づけられているが、介護現場では専門用語や細かい日常会話の表現などが求められるためだ。インターネットなどを利用した海外受験も可能とし、介護の基礎知識を学べる外国人向け教材も開発する方向だ。

また、日本語教育の質を上げるため、海外の日本語学校に関する指針を作成し、一定水準を満たした学校を認証する制度も設ける。政府は近く指針作りの有識者検討会をつくり、来年前半には認証制度をスタートさせたい考えだ。

これまで実習生への賃金不払いや人権侵害などの問題も起きているため、新設の認可法人「外国人技能実習機構」が受け入れ団体や実習先を監督・指導する体制も整える。来日を希望する外国人が実習先を選択できるように、優良な事業者をリストアップし、送り出し国と情報を共有する取り組みも進める方針だ。

厚生労働省の推計では、2025年には全国で約38万人の介護職員が不足する見込みで、技能実習生の活用が注目を集めている。

○介護福祉士志望の留學生が急増…在留資格に追加(2017/8/14 読売新聞)

介護の国家資格「介護福祉士」の取得を目指す留學生が急増している。

専門学校などの養成校に今春、入学したのは全国で計591人と、統計を取り始めた2012年度の約30倍で、入学者全体の1割近くに上っている。9月に施行される改正出入国管理・難民認定法(入管法)で在留資格に「介護」が加わり、新たに介護福祉士となった外国人は、最大5年の在留資格が得られ、繰り返し更新できることが背景にある。(後略)

○介護福祉士養成校の半分以上が定員割れ 留學生は倍増(2017/8/7 福祉新聞)

今年4月入学の介護福祉士養成施設の定員充足率が前年と比べて1ポイント減の45.7%であることが、7月26日、日本介護福祉士養成施設協会(介養協、澤田豊会長)のまとめで分かった。

介養協によると、入学定員1万5891人に対する入学者は7258人。このうち学費の一部を雇用保険で補てんされる離職者訓練制度対象者が1307人、外国人留學生が591人に上った。入学者の4人に1人は社会人経験者か留學生という計算になる。

留學生は昨年の257人から2倍超に増えた。昨年11月に改正出入国管理・難民認定法が成立したことにより、今年9月から在留資格に介護福祉士が追加されることが背景にある。これまで留學生は介護福祉士の資格を取得して介護の仕事に就いても、在留資格は認められなかった。そのため帰国する例も多かった。介護福祉士を在留資格に位置付けることは、介養協がかねて要望していた。介養協は今後さらに外国人留學生が学びやすい環境を整え、入学者を増やしたい考えだ。

今年4月1日現在、養成施設の数373校、397学科。学校数は最も多い時で430校だったが、ここ数年は定員割れの学校・学科が多く、廃止が相次いでいる。

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL: 03-6666-8163 FAX: 03-3221-4717
E-mail: zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当: 白井、小中

©一般社団法人

外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず